

くだもの商品券（額面500円）払戻しのお知らせ

平成25年8月31日をもって、京都果物商業協同組合発行の（くだもの商品券）の利用を終了いたしました。

つきましては、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき下記により払戻しをいたします。

記

1. 前払式支払手段の種類

京都果物商業協同組合発行のくだもの商品券

額面価格 500円

使用できる期間又は期限 なし

2. 申出期間

平成25年9月1日～平成25年11月30日まで

※上記期間内に申出されない場合は、本払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

3. 申出方法

1. 京都果物商業協同組合事務所もしくは当組合加盟店へ未使用商品券を直接ご持参下さい
2. 京都果物商業協同組合事務所へ、未使用商品券と共に振込先金融機関名、口座番号、口座名義人（カタカナ）、連絡先電話番号、住所、申込人名を書いた紙を同封して簡易書留で郵送して下さい。

4. 払戻しの方法

1. 京都果物商業協同組合事務所もしくは当組合加盟店へ商品券を直接ご持参頂いた場合は、額面金額を現金にて払戻しいたします。
2. 京都果物商業協同組合事務所へ郵送していただいた場合は、1ヶ月以内にご指定の口座に、額面金額にご負担いただいた郵送料を加えてお振り込みいたします。

※ お問い合わせ先

京都果物商業協同組合

〒600-8847

京都市下京区朱雀分木町28番地の1

京都市中央卸売市場第一市場構内青果1号棟3階

TEL075-312-6751 FAX075-312-5900

お問い合わせ日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後3時

土曜日、日曜日、祝日および水曜日が市場休市日の場合は除きます。

払戻し対象のくだもの商品券



この部分の発行元が「京都果物商業協同組合」と記載してある商品券のみ。

くだもの商品券のご利用について

1. このくだもの商品券は、全加盟店で、くだものまたはその加工品とお引きかえいたします。
加盟店名は「加盟店一覧表」をごらんください。
2. くだもの商品券は、期限なくいつでもご利用になれます。
3. くだもの商品券で現金とお引きかえはいたしません。
4. くだもの商品券の盗難、紛失または滅失に対し、当組合はその責任を負いかねます。
5. 発券店印のないもの、引換店名押印済みのものは無効です。

引換店印



発券店印



このくだもの商品券は、左記「くだもの好きな青い鳥」のマークのある加盟店でご利用になれます。